

万引犯には経費の実費請求を！

万引は、補足しないとなかなか減らない。ところが、補足して警察に出向き調書作成に携わると往復路を含めて5時間以上の外出になることもある。手間が掛かるので、警察に届け出ず「説諭」で帰している小売店も多いのではないだろうか？。万引きされても困るし、万引き犯を捕まえても多大な時間を束縛される。

そこで、2005年8月より、三洋堂書店（以下当社）では、万引き対策として「万引き犯に人件費を実費請求」すること始めた。

万引き犯に請求する人件費とは、万引き犯に対して、事件を処理した従業員、警備員のそれぞれの時間給を掛けた人件費で、これを合計して請求している。

時間については、不審なお客を監視し始めてから警察に引き渡すまでか、被害届けの提出までの時間で、分単位で計算している。

この“人件費請求作戦”を思いついたヒントは、04年、東京都内の書店が書籍を万引きして有罪となった女に、監視のために増員した店員の日当と、警察の事情聴取に要した店員の時間給を支払えと訴訟を起こし、女が約7万円ほどの賠償金を支払うことで示談が成立したことにあった。

この事件の概要は、04年2月、東京都府中市片町の分梅書店で同市在住の女がコミック3冊(計1,170円相当)を万引きしたところを同店従業員が取り押さえ、警察に通報した。同3月に警視庁・府中署に被害届けを提出し、同署は女を窃盗容疑で書類送検した。起訴された女は同7月、立川簡裁で懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を受けた。

女は裁判で、取り押さえられる以前から同店に出入りし、38冊の本を万引きし新古書店へ売却したことを自供した。同店では挙動が従来から怪しいと警戒し、現行犯で捕らえるために監視要員を1人雇い、3日間にわたり10時間の監視を続けた。防犯ミラーも設置した。

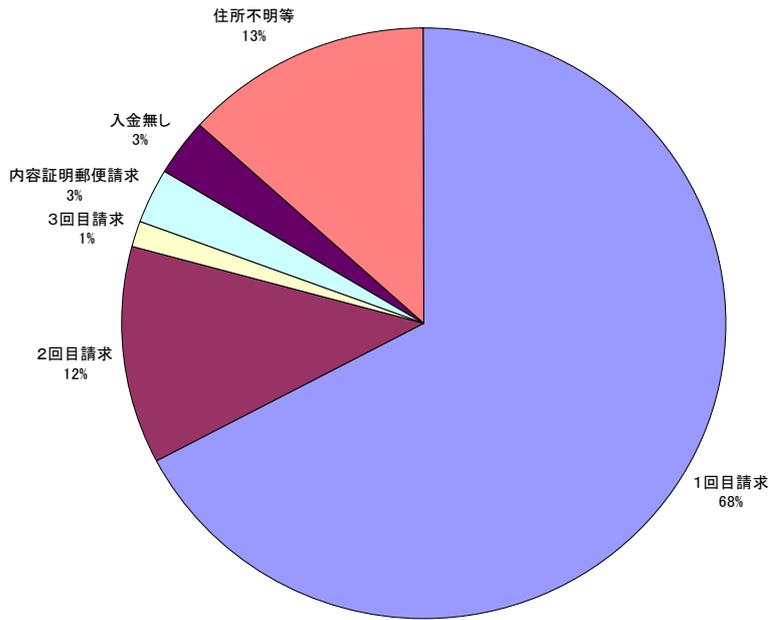
このため同店では、(1)監視要員費2万5,000円、(2)防犯ミラー設置費2万円、(3)従業員が警察の事情聴取で時間を取られた間の得ることができたはずの利益の損失1万1,900円、(4)盗まれた本を410円と見積もって計1万5,580円、(5)弁護士費用16万円、総額23万2,480円の支払いを求めて同10月、立川簡裁に損害賠償請求訴訟を起こし、同11月、女が同店に弁護士費用を除く計7万2,480円を支払うことで和解が成立した。

(以上、セキユアジャパンニュース No.133 <http://www.ansin-jp.com> より引用)

三洋堂書店では、損害賠償を請求する旨の告知は店内にポスターを掲示して行っている。実際の請求は、万引きがあってから1週間以内に、請求書を本人か保護者宛に発送する。

支払いがなければ、簡易書留、内容証明郵便と、段階的に証明力を増す様式で、計4回請求する。1回目の請求で振り込まれるのが68%。請求書が届いているのに入金しない人はわずか3%だった。昨年8月から今年9月までに延べ61人に請求し、計約28万円が振り込まれた。

請求回数別入金件数



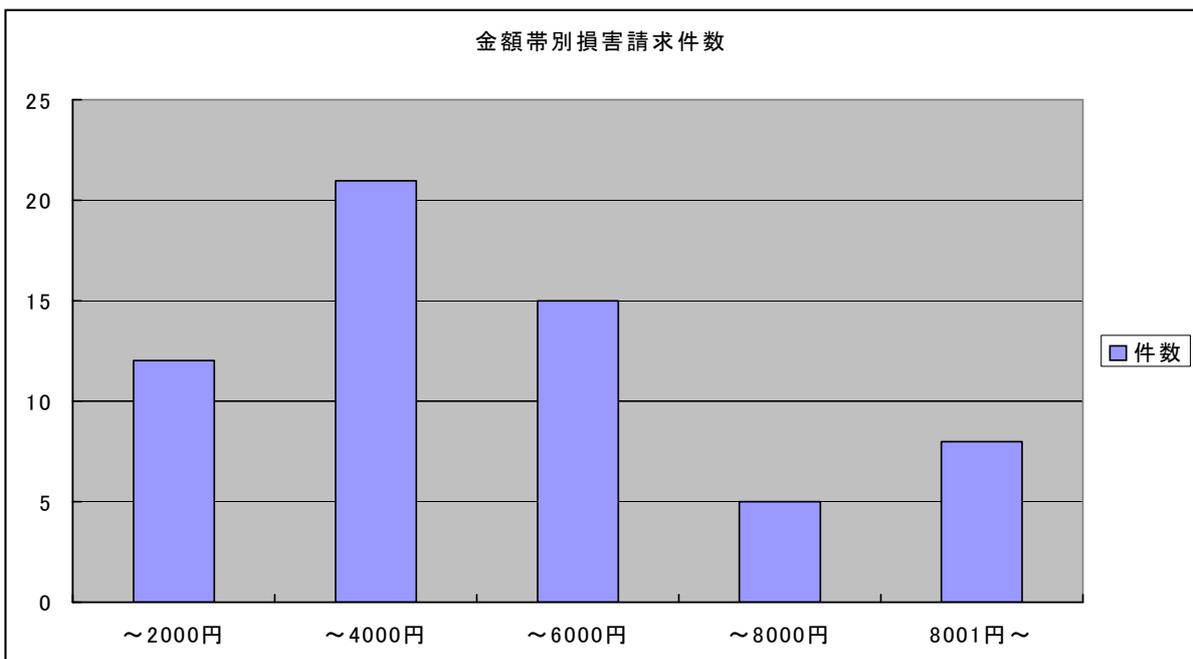
05年度(8ヶ月間)では31件155,740円回収、平均単価5,024円、06年度上半期では24件139,638円回収、平均単価5,818円となっている。

これまでの請求金額の最低は、2006年2月22日、高山バロー店で補足した10歳の児童宛で400円。社員の拘束時間20分を請求し回収した。

請求額の最高は、2005年10月13日、近江八幡店で補足した27歳の成人宛で44,951円を請求し回収した。内訳は、社員の拘束2時間30分4,536円、店長の拘束6時間14,947円、商品(CD8枚)25,468円。

他には、2006年6月2日、駒ヶ根店で補足した18歳の学生に、社員拘束4時間7,513円、店長拘束4時間8,224円、警備員拘束4時間10分8,333円、合計24,070円を請求し回収した事例もある。

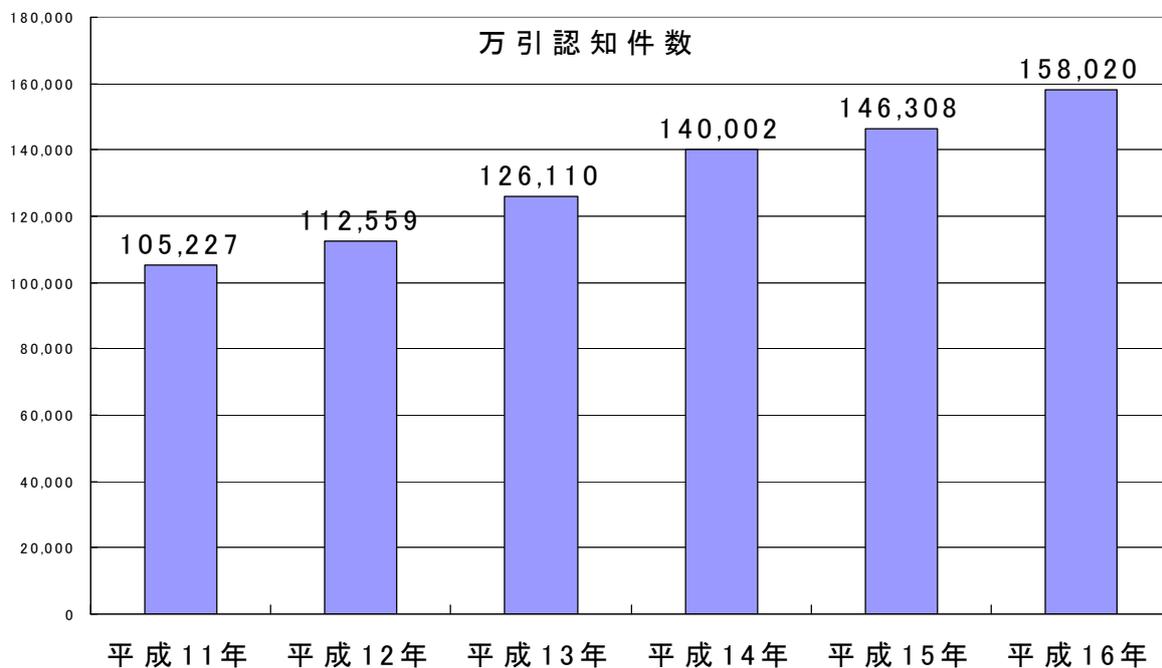
金額帯別損害請求件数



万引をしても「謝れば済む」「盗った商品を返せばよい」といった風潮を生んでいるのは、そのように対処する小売店側にも責任がある。補足した万引現行犯を警察へ届けず放免してしまわないためにも、補足まで見張っている人件費や警察での面倒な調書作成に携わった人件費を請求するのが当たり前の「社会常識」とすることはできないだろうか。

そうすることによって、第一に万引認知件数の実態を明確化することができる。警察が認知している年間万引件数は15万8千件（平成16年）。しかし、店頭ではこの何倍も認知されているはずだ。まず、このギャップを埋める必要がある。

第二に、万引きしたら「謝ってもタダでは済まない」、それなりの費用弁済が求められることになる。例えば3千円でも、5千円でも、きっちり掛かった費用を請求することが、犯行後に再度「自分の犯した過ち」を認識させることにつながるのではなかろうか。



当社ではこれらの取り組みを通じて、ロス率が04年8月期1.11%から07年3月期には0.73%まで低下してきた。

ぜひ、全国の小売店が万引き事案全数を警察へ届け出る取り組みを強化すると共に、万引犯に対する実費請求の取り組みを水平展開していただきたい。

万引すると必ず警察に通報されるとともに、経費が実費請求されるのが「日本の常識」となれば、増え続ける安易な万引に対して社会的な警句を鳴らすことになるはずだ。

ロス率

